

## 【論点4】

建設改良費に対する交付税措置及び  
高資本費対策の見直し

---

# 建設改良費に対する交付税措置及び高資本費対策の見直し

- 下水道普及が進み、長期経過した事業が増え、長期の経営実態の分析が可能となる中、現在の経営状況や使用料水準を踏まえると、下水道事業のスケールメリットの違いによる経営格差はかなり大きいことが明らかとなってきたのではないかと。
- 分流式の下水道整備に対する交付税措置(各段階の措置率)もこれを踏まえた見直しが必要ではないかと。
- 小規模事業者への措置は高資本費対策により補完する仕組みであるが、現状を踏まえれば更なる強化が必要ではないかと。また、小規模事業者の場合、供用開始30年後以降も依然として資本費負担が重い実態があることを踏まえた見直しが必要ではないかと。

(参考) 集合処理施設の新規事業数の推移: ㉑15件、㉒29件、㉓9件、㉔6件、㉕6件、㉖3件、㉗4件、㉘6件、㉙2件、㉚2件

## 【参考1 高資本費対策の概要】

- ・資本費(繰出基準を除く)が全国平均(51円/㎡)以上
- ・供用開始30年未満
- ・使用料単価が150円/㎡以上



全国資本費平均を上回る額の80~95%を繰出基準の対象  
 [普交:45%(26年目以降9%)]  
 H31地財計画:883億円  
 (H29対象事業:1,683事業)

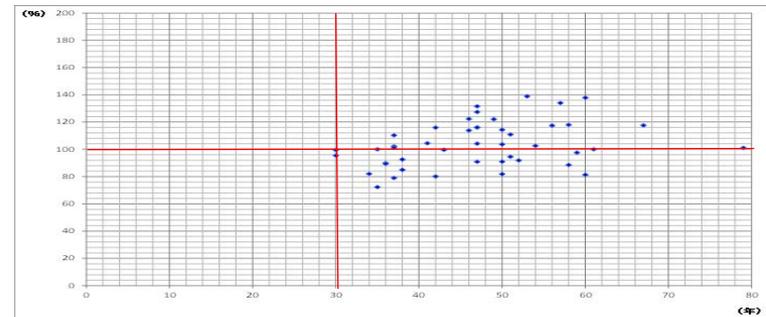
## 【参考2 27年度報告書該当部分】

### 【高資本費対策に係る地方財政措置のあり方】

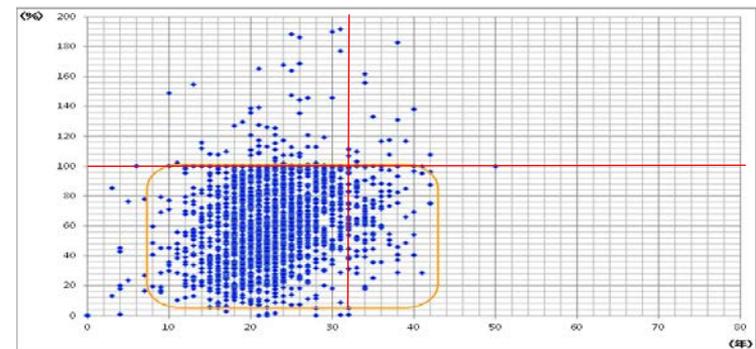
- ①対象となる事業要件(30年未満要件)のあり方について  
 高資本費対策は、供用開始後30年未満の事業が対象となっているが、これは、制度導入時期の試算において、供用開始後30年程度で資本費(元利償還金)の低下や接続率の向上等による使用料収入の増加により収支が均衡すると考えられていたことを踏まえたものである。一方で、
- ▶ 自然条件や地理的条件等により、構造的に資本費単価の高い地域においても下水道サービスの提供が広がってきていること。
  - ▶ 現実に、近年、供用開始後30年を経過しても、資本費が依然として高い水準のまま推移している事業が多いこと。
  - ▶ 平成16年に、建設改良地方債の元金償還金と減価償却費の差額分に資本費平準化債を充当し、後年度に資本費の負担を繰り延べることが可能となっており(平成25年度、2,400億円程度発行)、必ずしも30年程度で資本費が低下するものではなくってきていること。
- から、供用開始後30年未満を要件とすることは、実態に合わなくなってきていると考えられる。

## 【参考3 供用開始年数と経費回収率】

◆ 処理区域内人口密度100人/ha以上



◆ 小規模下水道事業



【参考4 高資本費対策事業の状況(平成29年度)】

	全事業数 A	対象事業数 *B=(a-b-c)	資本費	aのうち	aのうち	対象団体 割合 (%) C=B/A	高資本費 対策決算 額(億円)	
			54円以 上 a	供用開 始30年 以上 b	料 金 150円/ m <sup>3</sup> 未 満 c			
公共下水道	100～	45	1	12	10	1	2.2%	2.3
	75～	72	1	35	29	5	1.4%	3.2
	50～	197	22	156	80	54	11.2%	24.1
	25～	581	225	503	189	89	38.7%	290.9
	25未満	294	180	257	31	46	61.2%	156.0
特環・集排	1,956	1,109	1,770	137	524	56.7%	376.0	
浄化槽	430	145	182	0	37	33.7%	1.5	
合計	3,575	1,683	2,915	476	756	47.1%	854.0	

\*bとcの重複は除いている

【参考5 平成18～29年度の間供用開始30年を超えた下水道事業\*1の使用料対象資本費単価の状況】

(平成29年度に供用開始31～42年となった事業)

※1 高資本費対策事業に限る

(単位:事業数)

	処理区域内人口密度(人/ha)	全事業数*2	高資本費対策事業数				
			54円～81円	81円～162円	162円～324円	324円以上	
公共下水道	100以上～	15	5	3	2	0	0
	75～100	28	15	6	7	2	0
	50～75	51	30	11	17	2	0
	25～50	166	127	38	75	14	0
	25未満	30	22	6	11	5	0
特定環境保全公共下水道・集落排水*3		136	111	10	57	34	10
浄化槽*4		0	0	0	0	0	0
合計*5		426	310	74	169	57	10

\*2 使用料対象資本費単価54円未満を含む

\*3 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

\*4 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

\*5 流域下水道及び特定公共下水道を除く